

## 第 4 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 10 月 10 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡日出男  | 3 番 桐原 忠継  | 4 番 小出 満文  |
|            | 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子  | 8 番 長崎 愛   |
| 9 番 榊 敏行   | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |            |
- 欠席委員 5 番 福本 博文
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
  - 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
  - 議案第 6 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 下田 朱美 |
| 次長 | 荒牧 憲政 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>白水・久木野地区の委員さんにおかれましては、現地確認お疲れ様でした。それでは、定刻になりましたので、第 4 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p>
局長	<p>それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 4 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 8 番の長崎委員、9 番の榊委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号番号1番について、7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外に住まわれており農地の譲り先を探されていました。今回お隣の高森町で農業を営む譲受人と所有権移転の贈与ということで契約が結ばれるようです。何ら問題はありませんで、ご審議よろしくをお願いします。</p>
19番	<p>議案第1号番号2番について、19番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農地を管理していただける方を探されておられ、この度譲受人と所有権移転の売買と契約が結ばれます。譲受人は村外で農業を営まれ、ブルーベリー等を作られているようです。今回申請の農地も村外から通作をされ、ブルーベリーを作付けされるようです。大変意欲を感じられ、何ら問題は無いと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
18番	<p>議案第1号番号3番について、18番の古庄が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地を譲りたいと考えておられ、農地を耕作していただける方を探されておりましたところ、同じ地区で農業を営まれる譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は地域で大規模な畜産農家であり、何ら問題はありませんで、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は山林転用となっております。</p> <p>番号 2 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は植林となっております。</p> <p>以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
12 番	<p>議案第 2 号番号 1 番 2 番について、12 番の古澤が説明します。</p> <p>1 番につきまして申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。申請者は熊本市で建設コンサルティングのお仕事をされ、今回申請者の故郷である申請地に建設関連の事務所を検討されており、今回、農地転用されるようです。周辺同意等の配慮もされておられ何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>2 番についてですが、申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。申請者が今回申請される農地は、長年農地として利活用されておらず獣害被害も多く農地管理も難しい状況でした。今回、農地を植林され山林転用として土地の管理をされるようです。周辺同意等の配慮もされておられ何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。
議長	つづきまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は住居増築、ドックラン となっております。
	番号 2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。
	番号 3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は教職員住宅 始末書添付となっております。 以上、ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
3 番	議案第 3 号番号 1 番について、3 番の桐原が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人は村へ移住を考えておられ、この度譲渡人と、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり、申請が上がっております。申請地は過去に農地転用の許可が下りていた農地ですがその後事業着手されず今回事業計画の変更ということで、新たな譲受人の元、申請がされます。宅地に隣接した農地で農地としては既に機能しておらず、空き地となっている申請地をペットなどの遊び場等に事業計画がなされております。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。
2 番	議案第 3 号番号 2 番について、2 番の松岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人と譲渡人は親子関係で譲受人は村へ移住を考えておられ、この度、使用貸借による契約がまとまり、申請が上がっております。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。
10 番	議案第 3 号番号 3 番について、10 番の藤岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 申請地は村の教職員住宅であり合併前の事務遅れにより、事業が完了しているに

<p>議長</p>	<p>もかかわらず、農地のまま転用手続きがされておりません。申請地は一部住宅が建設されており、建物がある部分を分筆し、今回譲渡人から村へ正式に所有権移転が伴う、5条転用の許可申請を始末書添付で今回の総会へ上程した次第です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議長 続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号4番、番号7から番号10までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>事務局 はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号5番から番号6番までは 再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 一括方式 となります。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

地中間管理事業 特例売買 集積 となります。

以上、新規案件 8件、再設定案件 2件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願いします。

9番 議案第4号番号1番について9番の榊が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていましたが、地域で新規就農され担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の10年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

10番 議案第4号番号2番について10番の藤岡が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていましたが、地域で担い手として営農をされている譲受人と、賃借権設定の3年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

11番 議案第4号番号3番について11番の今村が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人はご高齢で農業の規模を縮小されておられ、農地を耕作していただける方を探されていたところ今回地域で新規就農され、担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の3年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

14番 議案第4号番号4番について14番の渡邊が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は村外に住まわれており、農地の作り手を探されておりましたが、地域で新規就農された、担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の10年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。

事務局 番号7番から番号10までを事務局が説明します。

番号7番につきましては、譲渡人がご高齢で農地の管理が難しい為に、新たな作り手を探されておられましたが、今回農地の管理・耕作を出来ない事から、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地区内で農業を営んでおられ、地域の担い手農家として更なる規模拡大をされております。場所は[ ]の農地です。

番号8番から番号10番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。

この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。

譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。

番号 8 番は [ ] の農地で、譲渡人が農地保有するには通作距離が長く、農地管理が難しい為に、農地を管理、耕作していただける方を探されておられましたところ、申請地の地域で、新規就農者として、農業を営み農地を探されている譲受人と売買契約が結ばれました。

番号 9 番は [ ] の農地で、譲渡人がは農業を営まれておらず、農地を管理していただける新たな耕作者を探されておりましたところ、地域で長年に亘り、担い手農家として農業をされている譲受人と売買契約が結ばれます。

番号 10 番は前回の総会でも審議しました立野地区基盤整備事業の追加分でございます。

譲渡人がご高齢な為、営農が出来ず新たな耕作者を探されておりましたところ地域で大規模な営農を展開されます譲受人と売買契約が結ばれました。

4 件ともに、何ら問題は無いと思われます。 ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。

(異議なし)

何もなければ、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。

議長 続きまして議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。

事務局 はい朗読いたします。議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について

番号 1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [ ] 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和 5 年 8 月 29 日です。

続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろの方のページに議案第 5 号関連の所在地地図を付けております。現地の現況写真も議案書のとおりであります。

	<p>番号1についてですが、この件は先ほどの5条申請と同じ案件で、場所は河陰地区、久木野保育所の南側にある教職員住宅がある農地です。</p> <p>申請箇所は合併前の事務忘れによって、既に事業が完了しているにもかかわらず農地転用の処理がなされておりました。申請地は村が所有権を有しており、この場所には既に住宅が建っています。本来であれば当時、公共工事である為、通常の5条許可申請でなく、許可不用申請で事務局案件で事務処理を行い村の担当部署が登記する流れとなりますが、当時事務処理がなされておられません。</p> <p>何十年も前の事業で遡ることが不可能である為に、今回、国が定める非農地の定義の「今後農地としての復元が見込めない農地」と判断し非農地判断し上程した次第であります。</p> <p>以上 ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>何もなければ、議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第6号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新についての報告を行います。</p>
	<p>事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第6号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について</p>
	<p>この案件は、農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新となり、過去に農地中間管理事業による利用権設定をした方の賃借期間更新の報告となります。</p>
	<p>昨年の経営基盤強化促進法の改正により、これまでは農業委員会への報告義務はなく事務局で再設定の処理しておりましたが、法改正後は利用権の再設定の際、総会へ報告し諮ることとなります。</p>
	<p>ですが、基盤法の利用権設定事業と同じく農地中間管理事業の再設定案件となりますので、事務局で概略説明のみといたします。</p>
	<p>今回の案件は1つとなります。出し手の方が右側の受け手の方とそれぞれ農地中間管理事業による利用権設定の更新をいたします。出し手、受け手の面積、賃料は</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案書記載のとおりです。 各筆毎の詳細は次ページに記載しております。ご確認ください。</p> <p>これまでも問題なく、農地中間管理事業で出し手から受け手へ貸し出され、耕作をされております。何ら問題はないと思われます。以上、事務局からの報告といたします。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、議案第6号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、11月の総会の日程を決めておきたいと思います。11月10日 金曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p> <p>8月の農業委員会総会でご指摘があった、農業みらい公社の経営状況等、決算説明。</p> <p>以上をもちまして第4回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年11月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

8番

---

議事録署名委員

9番

---